

氏名	掛水 通子
学位の種類	博士（体育学）
学位記番号	第22号
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	平成24年3月23日
学位論文題目	日本における女子体育教師史研究
論文審査委員	主査 山田 理恵 副査 川西 正志 副査 金久 博昭

論文概要

本論文は、明治初期から現代に至る日本における女子体育教師史の全体像を体系的に明らかにしたものである。また、それを通して、今後の女子体育教師のあり方について考察を行った。各部の要約は、以下の通りである。

第1部 「女子体育」の形成

女子体育とは単に性別を示したのではなく、女子に適した体育を意味し体育を元にして斟酌され派生したものであり、「心身の特性」と「容儀」に留意することが必要とされ、名辞と共に女子の「特性」を形成したこと、高等女学校においては、唱歌遊戯及行進遊戯が容儀と結びつきながら女子の教材として定着していったことを明らかにした。

第2部 「女子体育は女子指導者の手で」の考え方

戦前の中等教育は男女別学で、女教師の教える相手は女生徒に限定され、女子に適した教科を教えるには女教師が良いという学科面と、女子は女子と良く交際でき通じ合え、女教師は女生徒の生きた模範となるという生活、徳育面から、女学校には必ず女教員が必要とされた。明治20年代末から高まってきた「女子体育は女子指導者によるべき」であるという論点は、女子の「特性」を考慮した体育を、女子体育を学んだ女教師が教えようというものであったこと、明治36（1903）年の高等女学校教授要目では、体操科のみに「体操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」と示されたことを明らかにした。

第3部 女子体育教師誕生前後の女子体育を教えた教師たち

女子による体育指導の始まりは、明治14年からのフェリス女学校のミス・バラなど他教科兼任ミッション・スクールの外国人女性宣教師によるものである。その後、女高師や日本女子大学校出身の他教科兼任教師が体操を指導する立場となり、明治35年以降、体育を専門に修めた女教師が誕生したことが明らかとなった。

第4部 女子体育教師養成の始まり

遊戯研究者高橋忠次郎により日本遊戯調査会の付属的存在として、明治35年5月に設立された私立東京女子体操学校（11月に体操音楽と改称）を女子体育教師養成の始まりと位置づけ、その実態を明らかにした。

第5部 女子体育教師の定着

明治後期の女子体育教師定着過程について、『中等教育諸学校職員録』等の分析により、次のような点を明らかにした。他教科を専門としながら体操科も受け持っていた女高師卒業の女子教員は体操

科を受け持つことを嫌い、一方、私立体操学校出身者は短期養成で女高師出身者と同様に高等女学校の教員になることができたが、学校側は私立体操学校出身者を女高師出身者よりも低賃金で雇用した。このような経緯で、女高師卒業の女子教員から私立体操学校卒業の女子体操科教員の受持ちへと移行、女高師出身者は教諭が大多数であるのに対し、体操科受持ちに特化した「女子体操科教員」は助教諭心得、嘱託などで、給料は教諭の三分の二から半分程度であった。国は「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」と示しながら女子体操科教員養成を怠ったため、短期養成の私学がそれを補ったことにより約8割の高等女学校に体操科受持ち女子教員が配置された。その結果、体操科受持ちに特化された「女子体操科教員」の多くは低い地位に置かれ、女子体育教師は教師から差異化されることになった。

第6部 明治期から昭和期旧制度期までの女子体育教師養成機関と体操科教員免許状取得者

女子の中等教育進学率が向上し、女高師卒業生だけでは教師数が不足し、臨時教員養成所（臨教）の設置、試験検定・無試験検定の教員検定試験で補われた。本来、無試験検定許可校は女高師本科学科に準じていなければならなかった。しかし、女高師本科体育科は昭和12（1937）年まで設置されなかったため、臨教の教育内容に合わせて許可された。その結果、私立の無試験検定許可校の教育内容も臨教に準じて低いものになったことを明らかにした。

第7部 女子体育教師の教育と職歴

女子体育教師数が少ないため男子体育教師との分業から、女子体育教師はダンスの担当が多かったため、ダンスの先生であるとみなされ、女子体育教師自身もそれに甘んじたと考察された。

第8部 男女共同参画社会における女子体育教師の役割

戦後の保健体育教師養成課程では、女子に課されるダンスの単位数は次第に減少し、従来男子のみに課されていた科目も女子に課されるようになった。校長、体育教師、女子体育大生に対する調査から、戦前同様の女子体育教師の役割も認められた。特に、女子体育教師に授業を受けたことのある学生は、女子体育教師の役割と重要性を認めていることが明らかになった。

以上のように、日本における女子体育教師は、当初女性観から形成された「女子体育」のために必要とされ、国の教育施策により差異化されるなど、女性観、教育制度などの変遷とともにその役割を変化させながら存在してきた。本研究で明らかにした女子体育教師の歴史を通して、女子体育教師による教育の重要性を改めて提言する。

論文審査の要旨

本論文は、貴重な一次史料を用いて、名辞「女子体育」の出現と定着の過程、戦前の初等・中等教育制度における女子の「特性」と体育、「女子体育は女子指導者の手で」という考え方の実現経緯と実態等について考察し、日本の女子体育教師史の全貌を実証的に明らかにした大作である。なかでも、明治後期の女学校、高等女学校の体操科受持ち教員の実態を明らかにし、それが後の女子体育教師の差異化の基盤となったことを解明したことは、特に評価される。また、日本の女子体育教師の歴史と現状を考察した結果に基づき、今後の女子体育および女子体育教師の在り方を考察した叙述も注目される。

以上のように、本論文は、女子体育教師の歴史に光をあてた独創的な研究であり、また男女共修・男女共同参画時代における女子体育教師の役割をどのように位置づけるのかを考察するうえでも意義があるといえることから、博士の学位を授与するに十分な論文であると判定された。